様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2024年　9月　25日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）はんのうしんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称 飯能信用金庫  （ふりがな）まつした　としお  （法人の場合）代表者の氏名　松下　寿夫  住所　 〒357-8558  埼玉県飯能市栄町２４－９  法人番号　2030005014791  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①中期経営計画（2023-2025）ForPurpose2023  ②飯能信用金庫DX戦略の策定について | | 公表日 | ①2023年　4月　1日  ②2024年　6月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：飯能信用金庫ホームページにおいて公表  公表場所：<https://www.shinkin.co.jp/hanno/bank_information/disclosure/pdf/medium-term.pdf>  記載箇所・ページ：中期経営計画(2023-2025）ForPurpose2023 P14～17「3つの基本方針」  ②公表方法：飯能信用金庫ホームページにおいて公表  公表場所：<https://www.shinkin.co.jp/hanno/news/24/20240601_1.pdf>  記載箇所・ページ：飯能信用金庫DX戦略 P4～5「飯能信用金庫のDX(デジタル)戦略の制定について」、P7「飯能信用金庫のDX(デジタル)戦略の位置付け」 | | 記載内容抜粋 | ①中期経営計画3つの基本方針として「Ⅰ地域課題の解決」「Ⅱ多様な人財の活躍」「Ⅲ業務革新」を定めた。「Ⅰ地域課題の解決」として「事業者の企業価値向上、個人のライフステージに応じた資産形成、プラットフォームによる地域の課題解決」、「Ⅱ多様な人財の活躍」として「全員参加型リーダーシップの醸成、自律的なキャリア形成、働きがいのある組織づくり」、「Ⅲ業務革新」として「DXによる業務改革、店舗網の最適化、人財ポートフォリオの最適化」をそれぞれ重点施策とした。  ②当金庫のDX戦略（DXビジョン）として「デジタルとFacetoFaceとの最適な組み合わせを通じた業務改革・経営改革を行い、質の高いソリューションを提供することで一層地域に貢献していく」と定めた。  デジタル分野の役割として「データ化」「簡略化」「自動化」「見える化」「高度化」を実現させることで、多様なチャネルでのお客様との「つながり」強化や業務効率化による生産性向上などを目指す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①2023　3月　14日  　取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である飯能信用金庫定例常勤理事会にて承認。  ②2024年　5月　28日  取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である飯能信用金庫定例常勤理事会にて承認。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 飯能信用金庫DX戦略の策定について | | 公表日 | 2024年　6月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：飯能信用金庫ホームページにおいて公表  公表場所：<https://www.shinkin.co.jp/hanno/news/24/20240601_1.pdf>  記載箇所・ページ：飯能信用金庫DX戦略 P4～P5「飯能信用金庫のDX(デジタル)戦略の制定について」、P9「取り組み施策～3つの柱～①デジタルチャネルの拡充」、P10「取り組み施策～3つの柱～②業務効率化」 | | 記載内容抜粋 | DX戦略3つの柱として、Ⅰ「デジタルチャネルの拡充（お客様目線での利便性追求）」、Ⅱ「業務効率化（業務プロセスの革新・生産性向上）」、Ⅲ「人財育成・体制整備（DX推進に向けた基盤確立）」を定める。  そのうちⅠおよびⅡにおける具体的な方策（アクションプラン）としては、  Ⅰ「デジタルチャネルの拡充」面では「WEB経由での各種諸届の受付等を通じた非対面での取引完結業務拡充」、「InstagramやLINEを中心としたSNSでの発信強化」、「専門性の高い部署とのリモート面談導入検討によるお客様接点の増加」などに取り組む。  Ⅱ「業務効率化」面では、「グループウェア入替によりタスクや作業進捗の把握を含めた業務の見える化伸展」、「紙資源削減、決裁リードタイム短縮を目的に稟議システムの展開を通じたペーパーレス化伸展」、「データ分析ツール活用による各種データの利活用促進」などに取り組む。  【補足説明（非公開）】  上記方策（アクションプラン）の実現により、金庫に蓄積された顧客データにWEBやアプリといったデジタル技術から集められた顧客のトランザクションデータ等を加え、データ分析ツールの機械学習を活用することで顧客毎の適切なニーズを分析し、職員へ還元することでデータに基づいた顧客接点の創出を図る。また、グループウェアやバンキングアプリの更改を図り、リードタイム短縮や顧客利便性向上を通じ、課題解決の質向上による高度なソリューション提案を目指す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年　5月　28日  取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である飯能信用金庫定例常勤理事会にて承認。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所・ページ：飯能信用金庫DX戦略 P11～12「取り組み施策～3つの柱～③人財育成・体制整備」 | | 記載内容抜粋 | 具体的な方策（アクションプラン）として、Ⅲ「人財育成・体制整備」面では、「職員のITリテラシー向上等のため関連資格（ITパスポート等）取得奨励を通じたDX支援人財の育成」、「DX人財の適切な配置に向け顧客ニーズに対する体制最適化やDX人財の採用強化」などに取り組む。  令和6年4月より、理事長直轄の部署として新たに「デジタル戦略室」を設置。組織横断的に業務効率化・経営合理化を目的としたデジタル戦略の企画・立案を担う。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所・ページ：飯能信用金庫DX戦略 P9「取り組み施策～3つの柱～①デジタルチャネルの拡充」、P10「取り組み施策～3つの柱～②業務効率化」 | | 記載内容抜粋 | DX戦略3つの柱実現に向けた具体的な環境整備として、   1. 非対面での取引完結、お客様接点の増加   →WEB完結商品拡充、リモート面談の導入検討   1. 業務の見える化伸展   →グループウェアの入替実施   1. 各種データの利活用促進   →データ分析ツールの活用による営業活動の効率化   1. ペーパーレス化伸展   →電子稟議システムの展開拡充、電子契約システム  の導入検討   1. 社内知の集積と共有   →生成AI、AIチャットボットの導入検討 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 飯能信用金庫DX戦略の策定について | | 公表日 | 2024年　6月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：飯能信用金庫ホームページにおいて公表  公表場所：<https://www.shinkin.co.jp/hanno/news/24/20240601_1.pdf>  記載箇所・ページ：飯能信用金庫DX戦略 P14「施策の達成状況に係る指標（KPI）の設定」 | | 記載内容抜粋 | 各施策の達成状況に係る指標として、以下の4点を設定する。  「総合的な管理指標」として   1. 経済産業省が提供する「DX推進指標」を活用することで、現況把握や今後の方向性検討に繋げる。   「デジタルチャネルの拡充」として   1. 本業支援件数の増加。　　　　　　　　　　　　　WEB完結商品の拡充等による非対面取引の多様化、リモート面談導入検討等による顧客接点の創出を通じて、新たな価値創出およびサービス向上を図る。   「業務効率化」として   1. 申込書類（伝票含む）の削減。　　　　　　　　　　　　グループウェア更改やデータ分析ツール導入によるデータを活用した業務の効率化・高度化およびプロセス改善によりペーパーレス化伸展を図る。   「人財育成・体制整備」として   1. 奨励資格取得者数増加。   ・ＩＴパスポート（(独)情報処理推進機構）　　　　　・金融業務3級DXコース（(一社)金融財政事情研究会）  　 上記資格取得に対して受験料相当額を報奨金として支給する等により取得を奨励し、顧客へのDX推進支援の素地取得、職員のITリテラシー向上を図る。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　7月　30日 | | 発信方法 | 発信場所：  [https://hanno-shinkin.net/digitalcatalog/2024genkyo/book/index.html#page=3](https://hanno-shinkin.net/digitalcatalog/2024genkyo/book/index.html" \l "page=3)  記載箇所・ページ：飯能信用金庫の現況2024（ディスクロージャー） P2「ごあいさつ」 | | 発信内容 | 理事長が当金庫としてDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組んでいくことを発信。  ～以下抜粋～  SDGsやカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、DX、GXなどの取り組みへの対応にも迫られています。当金庫は、これらの課題解決に向け、伴走支援型地域プラットフォームを進化させ、お客様とのつながりをより深く、より長いものにするために、地域経済の活性化に取り組んでまいります。このような中で令和6年度は、中期経営計画の2年目にあたり、当金庫を取り巻く外部環境や内部状況を踏まえ、「顧客基盤」、「人財基盤」、「インフラ基盤」を基礎とする「経営基盤の強化」に取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　6月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果入力サイトにて、DX推進指標の自己診断フォーマットを提出済。  （DX推進ポータル受付番号：202408AH00000011） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年　3月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | 2018年3月に「サイバーセキュリティに関する基本方針」、「サイバー攻撃対応マニュアル」の制定及び「サイバーセキュリティ管理部会」を設置。以下について取り組んでいる。  ・サイバーセキュリティ項目を含む定期的な内部監査やホームページの脆弱性診断を定期的に実施。  ・サイバーセキュリティ管理部会及びCSIRTの事務局を担うシステムグループを中心に、サイバー攻撃に対する監視及び対応体制の整備、対策に係る情報収集や外部組織との連携を行っている。  ・サイバー攻撃によるセキュリティインシデントが発生した場合に備え制定したサイバー攻撃対応マニュアルを基に、定期的にサイバーセキュリティに関する訓練を実施するとともに、関連部署を含めサイバー演習に参加することで実効性を高めている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。